

答 申 情 第 1 6 2 号
令 和 5 年 6 月 3 0 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年9月9日付け文く安第39号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

地元説明資料の公文書一部公開決定事案（諮問情第264号）

1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、団体名については公開すべきであり、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年4月20日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「くらし安全推進課が保有する次の文書 JR西大路駅北口改札前への喫煙所設置に至る経緯が分かる文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、「JR西大路駅北側（新改札口前ロータリーエリア）での喫煙場所の新設にかかる地元説明について（令和4年2月21日決定）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年5月10日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

個人の氏名・所属先の名称等、個人を特定し得る情報は、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和4年8月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

ア 処分庁は、路上喫煙等防止対策の一環として、日本たばこ産業株式会社から寄付を受けた喫煙場所（以下「公設喫煙場所」という。）の維持管理を行っている。

イ 令和4年10月11日現在、公設喫煙場所は京都市内に19箇所あり、そのうちのJR西大路駅北側喫煙場所（以下「本件喫煙場所」という。）については、令和4年3月に新設した。

ウ 本件公文書は、本件喫煙場所を新設するに当たり地元説明を行う旨を本市の内部で決定を行っ

た際の決裁文書であり、「決定書」「地元説明資料」「本件喫煙場所の場所及び構造を示す参考資料」で構成されている。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

ア 「地元説明資料」は、本件喫煙場所が所在する地域に居住する方に対して、本件喫煙場所の新設の経緯、具体的な面積や共用開始予定日等を伝達する目的で処分庁が作成及び配付したものである。処分庁が配付対象者とした方がいずれの団体に所属しているのか等については、個人の私生活の範ちゅうの活動であり、また、個人の経歴に当たる情報である。

イ 以上から、個人の所属先等に係る情報は、公開することにより特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第7条第1号に該当する。

(3) その他

ア 地元説明は、本件喫煙場所の設置に係るこれまでの経過や状況等を考慮し、説明先を選別しているため、事前説明を行った団体名を公開すると、当該団体へ苦情等が入ったり、説明を受けていない団体から反発が生じたりするおそれがある。その結果、今後、喫煙場所に関する協議や説明を受けることを団体から拒否されるおそれがあり、地元との連絡及び路上喫煙対策の適正な事務の執行に支障を生じるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

イ 団体名を公開すると、説明を受けていない団体から、説明を受けた団体に対して苦情や要望等が行われるなど、団体の事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 条例第7条第1号に該当しない。

(2) 個人の所属先等には、多数が所属し、それらの氏名が公開されていないことからすると、個人の所属先等は個人を特定し得る情報とはいえない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求について

審査請求人は、非公開とされた部分のうち氏名についての公開を求めず、当該個人が属する所属先等の公開を求めているものと認められるため、当審査会は非公開とされた部分のうち氏名以外の部分について、以下検討する。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、本件喫煙場所を新設するに当たり地元説明を行う旨の決定を行った際の決裁文書であり、「決定書」「地元説明資料」「本件喫煙場所の場所及び構造を示す参考資料」で構成されている。

そのうち、地元説明資料に記載されている、説明の相手方の団体名、役職及び氏名が非公開（以下「本件非公開部分」という。）とされている。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、説明対象者がいずれの団体に所属しているのか等については、個人の私生活の範ちゅうの活動であり、また、個人の経歴に当たる情報であるから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると主張する。

また、説明の相手方の団体名を公開すると、説明を受けていない団体から反発が生じるおそれや、喫煙場所に関する協議や説明を受けることを団体が拒否するおそれが想定され、地元との連絡及び路上喫煙対策の適正な事務の執行に支障を生じるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するとともに、説明を受けていない団体から、説明を受けた団体に対して苦情や要望等が行われるなど、説明を受けた団体の事業活動に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第2号にも該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、個人の所属先等には、多数が所属し、それらの氏名が公開されていないことからすると、個人の所属先等は個人を特定し得る情報とはいえず、条例第7条第1号に該当しないと主張する。

(4) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

イ 当審査会としては、説明の相手方団体の名称については、当該団体が多数の地域住民によって構成される団体である以上、これを公開しても、当該団体に属している個人が識別され又は識別され得るものとは認められないことから、条例第7条第1号に規定する非公開情報には該当しないと判断する。

一方で、本件非公開部分のうち氏名を条例第7条第1号に該当する非公開情報とすることを踏まえると、本件非公開部分のうち役職については、団体名と関連付けることで個人が識別され又は識別され得る情報と認められ、また地域住民によって構成される自主的な活動団体である当該団体の性質に鑑みると、当該団体に参画することは個人の社会的活動としての側面を多分に有するものであるから、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

(5) 条例第7条第2号及び第6号該当性について

ア 処分庁は、団体名が条例第7条第2号及び第6号に規定する非公開情報に該当すると主張す

る。

イ 条例第7条第2号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報について、非公開とすることを定めたものである。また、「その他の団体」とは、自治会、町内会、消費者団体など、法人格を有しないが、団体の規約、代表者の定めがあるなど、団体としての実体を有するものとされている。

次に、条例第7条第6号は、処分庁が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とすることを定めたものである。

ウ 当審査会から諮問庁に対し、説明の相手方の選定理由を確認したところ、一般に処分庁が行う事業等において地元説明を行う際には、当該事業等に関係する学区の住民によって構成される団体に対し実施しており、本件についても同様の対応をした、とのことであった。

そうすると、本件はJ R 西大路駅北側に設置される喫煙場所の開設に関する地元説明であることから、当該駅周辺の学区におけるそのような団体に対し説明を実施することは、処分庁として一般的な対応であるといえる。

エ 本件事案における説明の相手方がこのような一般的な対応の相手方である以上、当該相手方の名称が公開されることによる支障として処分庁が主張するおそれは、いずれも抽象的な可能性に過ぎないと認められる。

それ故、説明の相手方の名称を公開したとしても、当該団体の事業活動上の正当な利益を明らかに害するとは認められないため、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当しないと判断する。また、処分庁の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないため、条例第7条第6号に規定する非公開情報にも該当しないと判断する。

(6) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 9月 9日 諮問

10月11日 諮問庁からの弁明書の提出

令和5年 5月26日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第2回会議）

6月30日 審議（令和5年度第3回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）